

「糸島市こども計画策定ニーズ調査業務」仕様書

1 委託業務名

糸島市こども計画策定ニーズ調査業務

2 業務概要

こども基本法に基づき、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、糸島市こども計画を策定するに当たり、市民ニーズを把握するための調査を実施する。

3 経過等

令和4年6月22日、こども基本法（以下「法」という。）が制定され、令和5年4月1日に施行された。法では、市町村に対し、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を策定するように努力義務を課した。本市においても、こども施策を市全体で総合的かつ強力に推進するため、令和6年度の『糸島市こども計画（計画期間：令和7年～令和11年）』の策定を目指して、令和5年度から作成に着手する。

こども施策の策定等に当たっては、その対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが法で義務付けられ、特に、意見聴取に当たっては、様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な声を聴く機会を確保することが重要とされていること等から、高い専門知識、豊富な経験を有する事業者に委託し、市民ニーズの把握のための調査及び調査結果の分析を行う。

（関係法令等）

- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する施策
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項
- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- ・ 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づく「自立促進計画」

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

5 業務内容

(1) 国などが示す指針等や本市の現状を踏まえた設問の設計

【調査対象者及び標本数（想定）】

ア 未就学児児童（年少児・年長児）の保護者	2,000人
イ 小学5年生、中学2年生、高校2年生	3,000人
ウ イの保護者	3,000人
エ 40歳未満程度の若者	2,000人
オ 特別支援学校などの児童・生徒、保護者	若干名

※今後策定されることも大綱等、国の基本方針やモデル調査票案を基に、糸島市独自の設問を加えること。

※設問の設計に当たっては、別途市が実施している次の調査結果を勘案すること。

- ・糸島市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート 調査結果
平成31年1月 (別紙1のとおり)
- ・令和4年度市民満足度調査の調査結果 (別紙2のとおり)

※アンケート調査は、市が実施する。

(2) 現状分析と課題の整理

※ニーズ調査は、市による実施とし、手法については、ふくおか電子申請サービスを利用したオンライン回答方式とする。また、調査対象者への案内・依頼についても、市が実施する。

※受託者は、市が提供するCSV等によるデータを基に、単純集計及びクロス集計を行うとともに、自由記述の類型ごとによるとりまとめ等を行う。

(3) 集計・分析結果の取りまとめ

※課題は原則として、設問ごとの提示とするが、設問を類型化できる場合は、類型化ごとの提示とする。

(4) 業務分担

主な業務分担は、次のとおりである。

委託者（市）	受託者
調査票の検討、修正指示	調査票設問案の提示
調査票の決定	単純集計、クロス集計等の実施
アンケートの実施（郵送・配布）	自由記述の類型ごとのとりまとめ
アンケート結果のデータ提供	課題の提示
—	成果品の納品

本市が提示する「調査対象者及び標本数（想定）」について、より効果的・効率的な調査結果の受託者による分析を行う観点から、別の提案がある場合は、企画提案書により、提案を行うこと。

加えて、本仕様書に定めるアンケート調査の他、多様な意見徴取の観点から、子育て支援施設などへの訪問型によるインタビューの実施など、事業者実施による独創的なアイデアがあれば、積極的に提案を行うこと。

6 主な日程

主な日程は、次のとおりである。

・受託者による設問案の提示期限	1 2月 1 5日
・市による設問内容の決定	1 2月 2 2日
・市によるシステム登録完了期限	1 2月 2 8日
・市による調査対象者への案内・依頼	1月上旬
・市によるアンケート調査の実施	1月中旬～1月下旬
・市による受託者へのアンケート結果のデータ提供	2月 1日
・受託者による調査結果分析及び課題検討	2月 1日～
・受託者による成果品の納品	3月 2 9日

7 成果品

次のものを成果品として提出すること。

成果品の作成に当たっては、図表を適宜挿入する等、市民がより見やすく理解しやすいものとなるよう工夫を凝らすとともに、糸島市こども計画への掲載を前提として作成すること。提出に当たっての電子データのファイル形式は、ワード、エクセル、PDFとする。なお、電子データについては、イラストレーター、フォトショップ等の印刷製本に適した形式も併せて提出すること。

- (1) 市民ニーズ調査報告書の電子データ (CD-R、DVD-R 等) 一式
- (2) 市民ニーズ調査報告書概要版の電子データ (CD-R、DVD-R 等) 一式

8 成果品の帰属

本業務で履行した内容は全て糸島市の所有とし、調査結果についても糸島市の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

9 その他

- (1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (2) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）」及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (3) 業務履行の過程において、糸島市又は受託者が必要と認める場合には適宜協議を行うこと。
- (4) 本仕様書を変更する必要がある場合は、糸島市と受託者が協議の上、仕様書を変更して必要に応じ契約金額を変更するものとする。
- (5) この業務の委託料は、業務完了後受託者からの請求書を受理した日から30日以内に支払う。
- (6) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (7) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。